

## 地域選択の検証

平成15年2月7日栄町議会全員協議会説明内容掲載

- これらを受けて検証を加えた結果、次に掲げる背景から、成田地域との合併関連協議を継続していくことが、現状においては適切と判断したものである。
- ① 成田地域任意合併検討協議会が求める空港圏域の合併議論は、圏域の拡大により、共通課題を解決し空港関連機能の十分な活用から、12市町村共通の認識として均衡ある発展と新産業の構築による業務核都市の形成を図って行こうとする。
  - ② 12構成市町村の圏域による、人口規模30万人を要件とした「中核市」への移行を目指すことは、地方における行政権能を強化し、より充実した高度な行政サービスの提供を図ろうとするものであり、中核市は政令指定都市に次ぐ権限を有する都市として、独自の行政経営に近づくもので、自治体として自立していく上での大きな魅力の一つであること。
  - ③ 法定合併協議会は、成田地域の構成市町村をもって合併するというものではなく、合併した場合にこの地域がどのようにならなければならないかを検証し、必要な情報を地域住民の皆さんに提供することにより、合併の是非を自らの判断のもと考えていただくために設置されるものであること。
  - ④ 「成田新高速鉄道事業」「北千葉道路整備事業」が平行して事業化されることが決定し、その事業化に伴い、現状以上に成田空港及び成田地域がより近い存在となり、空港圏最西端地域として、空港関連施設等の受け皿としての機能が高まることから、本町発展には大きく期待されるものである。また、成田ニュータウン北駅の開設に伴い、都心部・成田空港へのアクセスが強化され、本町住民の更なる利便性向上が期待されるものであること。
  - ⑤ 主要地方道美浦線延伸線を北千葉道路にアクセスさせることにより、現在の市街地の渋滞想定を回避し、空港方面へのアクセスを強化させるために、当該地域との協議を推進していく必要があること。
- 以上のとおり、本町においては成田空港圏地域2市9町1村における法定合併協議会を設置するため、3月栄町議会定例会に設置議案を提出することとし、平成15年2月8日開催の第4回成田地域任意合併検討協議会において、回答することとします。なお、合併の方式については、「新設合併」を本町の基本姿勢として協議するものであります。

## 任意合併協議会・法定合併協議会比較

任意合併協議会	法定合併協議会
○ 法令等の規定により設置されるものではない。	○ 合併特例法第3条第1項の規定により、設置されるもの。
○ 設置にあたって、議会の議決は必要とされない。	○ 設置にあたっては、議会の議決が必要となる。〔構成市町村全てで同一内容での可決が必要。否決された市町村では住民発議による住民投票制度があります。〕
○ 委員は、法令等の規定によらず、構成市町村の合意のもと選任した者で構成する。	○ 委員は、同法第3条第3項の規定により、市町村の長・議会の議員・その他の職員により構成される。〔住民発議の場合はその代表者、学識を有する者を加えることができる〕
○ 各市町村の合意に基づき、協議の内容を決定する。法定合併協議会設置の有無を決定する。	○ 新市の名称・事務所の位置・その他あらゆる行政事項・新市の建設計画等について協議され、協議結果は住民に公表される。
	○ 合併の是非を協議・決定する。

## 栄町としての決断

平成15年2月7日栄町議会全員協議会において、前述の検証内容に基づき、本日〔平成15年2月8日〕開催されます、成田地域任意合併検討協議会に望むことで、議会と町としての意思統一がなされました。地方自治法・合併特例法の運用では、特段の事情がない限り2つの法定協議会に参加することはすべきではないと指導されており、今回の決定に従って成田地域との協議を進めていく以上、現在同時に進めております、千葉ニュータウン関係地域との合併に関する協議はできなくなります。

本来、任意協議会の中で十分に議論し、その結果を町民の皆さんにお示した上で、どちらの地域と協議を進めていくか決定すべきところですが、合併が当町のみ問題ではなく、関係する市町村すべての問題であり、抱えている事情も異なります。したがって、町といたしましては、関係市町村の意向も踏まえ、早期に決断すべきと判断し、今回の決定に至ったものでありますので、町民の皆さんには今後とも、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、本日開催されます「成田地域任意合併検討協議会」結果につきましては、明日の新聞報道でも確認できることと思っておりますので、ご確認のほど、併せてお願いいたします。

なお、法定合併協議会の設置は、合併するというのではなく、合併の是非も含めて十分な協議を加えるもので、適切な情報を町民の皆さんにお示しし、町民の皆さん・議会・町が一緒になって最終的な決断を下すものですので、誤解のないようお願いいたします。

## 編集後記

今回は町における合併協議の基本方針と、それに伴う結果についてお知らせいたしました。この件につきまして、町民の皆さんのご意見等がございましたら、栄町役場 企画政策室までお寄せください。

## ■ 問合せ先

栄町総務企画事業部 企画政策室政策管理グループ

電話番号：0476-95-1111 [内線325]

Eメール：kikaku@town.sakae.chiba.jp



ご理解とご協力をお願いいたします。